

地方議会・議員に関する研究会 開催要綱

第1 趣旨

第3 1次地方制度調査会答申において“幅広い人材の確保”のために示された事項及び平成25年度開催「地方議会のあり方に関する研究会」・平成26年度開催「地方議会に関する研究会」において検討課題とされた事項など地方議会議員のなり手を確保するための課題について、具体的に検討を行うため、「地方議会・議員に関する研究会」（以下「研究会」という。）を開催する。

第2 構成員

研究会は別紙のメンバーをもって構成する。

第3 座長

- (1) 研究会に、座長1人を置く。
- (2) 座長は、会務を総理する。
- (3) 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長が指名する者がその職務を代理する。

第4 議事

- (1) 座長は、研究会を招集し、主宰する。
- (2) 座長は、必要に応じ、地方公共団体その他の関係団体に出席を求め、その意見を聴取することができる。
- (3) 議事は非公開とし、研究会終了後に報告書を公表するものとする。

第5 その他

- (1) 研究会の庶務は総務省自治行政局行政課において処理する。
- (2) 本要綱に定めるもののほか、研究会に関し必要な事項は、座長が定める。